

2023年度 ジョブ・カード作成支援窓口のご案内

【ジョブ・カードはご自身が作成します！】キャリアコンサルティング(面談)を受けるには
ジョブ・カード専用用紙を入手⇒**事前記入が必要**です！！

入手したジョブ・カード4様式の各欄にあらかじめご自身で書けるところまで記入をし、お電話でご予約の上、キャリアコンサルティング(面談)の際に必ずご持参ください。

※事前記入が少ないままでも面談は可能です。その場合は初回60分の面談ではジョブ・カードが完成せず、別の日に予約を入れ、再度面談を受けることになってしまうかもしれません。なるべく多く事前記入をしてきてください。

◆ジョブ・カードはA4サイズ・4種類の様式で1セット (カードサイズではありません！)

1. 「様式1-1」… キャリア・プランシート(就業経験がある方)※
2. 「様式2」… 職務経歴シート
3. 「様式3-1」… 職業能力証明シート(免許・資格)
4. 「様式3-2」… 職業能力証明シート(学習歴・訓練歴)

※就業経験(昔に行った短期間のアルバイト等も含む)が全くない方の場合のみ、「様式1-1」(就業経験がある方)ではなく、別様式の「様式1-2」が必要です。

◎「様式1-1」「様式2」は『第1面』『第2面』と2面ずつありますが、ご自身での事前記入が必要なのはそれぞれ『**第1面**』のみです。

⇒面談では記入されたジョブ・カードをもとに弊社キャリアコンサルタントがお話を伺い、書かれた内容や、記入漏れがないか等の確認をします。確認後、様式1-1『第2面』に面談を担当したキャリアコンサルタントがコメントを追記し、ジョブ・カードが完成します。

完成したジョブ・カードはご自身で管理(提出や保存等)をします(完成したジョブ・カードを弊社に提出する、弊社で保管することはありません)。

弊社で実施する「キャリアコンサルティング(面談)」は、雇用保険を受給されている方の**求職活動の実績になります！**

◆ジョブ・カードの専用用紙入手/事前記入方法

【手書き作成の場合】≪下記サイトから4様式をダウンロードし、白紙で印刷→手書きでの記入も可≫

①ハローワークで、『6枚綴りのジョブ・カード資料』※

もしくは、厚生労働省作成の冊子『ジョブ・カード活用ガイド』を入手。

②入手した資料内にある専用用紙4種の各欄に、必要事項を記入(なるべく多く)⇒面談に持っていく。

注意!! 黒のペンで記入します。こすると消えるペン、修正液、修正テープは使用できません。

訂正の例：「機械① 機会」(二本線を引いて修正印を押し、余白に正しいものを記入)

※事前記入もなるべく黒のボールペン等で書くことをおすすめします。

(自信がない部分は鉛筆等での事前記入でも大丈夫です。ただし、完成には黒のボールペン等で清書する必要があります。)

※本書窓口案内、記入例、**ジョブ・カード様式4種**の順で左上を参照でとめた6枚1組の資料(弊社で作成)

【データ作成の場合】

①下記サイト『マイジョブ・カード』にて作成。

②作成した4種(様式1-1、様式2、様式3-1、様式3-2)のジョブ・カードデータを印刷⇒面談に持っていく。

※サイト『マイジョブ・カード』の操作方法は、サイト上で詳しく紹介されています。

電話(予約センター)での操作案内は行っておりません。サイト上の説明をご自身でよく確認され、作成してください。

(サイトをみても操作方法がわからない場合は、上記のようにハローワークにて必要な資料を入手され、手書きでの作成をお願いいたします。)

※初回の面談で完成するようなるべく沢山入力し、印刷してください(申請手続きの際はデータのままでなく印刷する必要がある為)。

作成入力、専用用紙データの取得は、必ず『**マイジョブ・カード**』から！

※サイト『マイジョブ・カード』、冊子『ジョブ・カード活用ガイド』には上記4種以外にも

様々な資料があります。必要な4種の様式の最新版をお使いくださるよう、ご注意ください。



ジョブ・カードがつくれる、わかる

マイジョブ・カード

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

※ジョブ・カード作成支援窓口や電話(予約センター)では、**機器の操作方法や、トラブル等の解決方法をご案内することはできません。**

パソコン等での作成中にエラーやトラブル等が生じた場合は、使用されている機器の状態をご自身で確認され、ご対応ください。

◆キャリアコンサルティング(面談)に必要な持ち物

※その他、受講予定の職業訓練関連の資料、履歴書や職務経歴書をお持ちいただくと作成がよりスムーズにできます。

●事前記入をしたジョブ・カード4様式

●黒のボールペン等の筆記用具(鉛筆書きでの完成は不可のため、清書するためのペン等が必要です)

●印鑑(ジョブ・カードに押印欄は無いですが、修正印として押す場合もあります。シャチハタ等のハンコで大丈夫です)

◆ジョブ・カード作成面談予約の流れ

※面談の電話予約は、平均5～15分ほどかかります

【注意】面談予約の際は日時を決めるだけでなく、受講予定の訓練コース名等の確認や用紙入手方法の説明等が必要です。

次の質問 Q を必ずお聞きします！

お手元に資料やメモ等をご用意の上、お時間のある時にお電話ください。

【予約に必要な確認事項】 (↓回答できるよう、ご準備ください)

※ジョブ・カードは事前記入が必要です。いつまでに事前記入が
できそうかご確認の上、面談希望日をお決めください。

Q:職業訓練を受講予定/学校に通う予定ですか？

Q:受講予定の職業訓練の コース名 / 学科名 は？ (例:実務者研修、IOT 機器プロダクト科、社会福祉士養成講座等)

Q:受講予定の職業訓練の 訓練主催団体名/学校名 は？ (例:〇〇専門学校、ポリテクセンター等)

Q:訓練期間は？(何月から開講するのか、何ヶ月間のコースなのか等) Q:通学(昼 or 夜間)ですか？/通信教育ですか？

Q:ジョブ・カード 専用用紙 4 様式は入手済ですか？

Q:ジョブ・カード専用用紙 4 様式への 事前記入が必要なことはご存じですか？

→事前入手 & 事前記入必須をご存じの場合…必要な 4 種の様式があるか確認し、なるべくたくさん事前記入するよう依頼。
ご存じではない場合…専用用紙 4 種の入手方法を説明し、なるべくたくさん事前記入するよう依頼。

Q:お住まいの 市町村はどちらですか？ →お住まいの市町村から管轄のハローワークを確認し、4ヶ所のハローワークの中から面談場所を決めます。

Q:ご希望の キャリアコンサルティング(面談)日時は？

→まずはお客様のご希望日を教えてください。ご希望日の空き状況を確認し、面談日と時間を決めていきます。

※例年 7月～8月、1月～3月は、多くの面談予約が入ります。余裕をもってお早めにご予約ください。

(ジョブ・カードの作成が必須な職業訓練の応募期間や申請期間が重なる時期のため、満席の日も多くなります)

予約可能期間：2023年度(2023年4月～2024年3月まで) ※2024年4月以降の予約はできませんので、ご注意ください！

ハローワーク甲府 最寄り駅 JR 身延線「 <u>甲斐住吉駅</u> 」	月～金 ※土日祝日、 年末年始等を除く	①9:20～10:20 ②10:40～11:40 ※甲府のみ午前もあり	③13:15～14:15 ④14:30～15:30 ⑤15:45～16:45
ハローワーク大月 最寄り駅JR中央線 or 富士急行線 「大月駅」	月曜午後のみ		③13:15～14:15 ④14:30～15:30 ⑤15:45～16:45
ハローワーク富士吉田 最寄り駅富士急行線「月江寺駅」	水曜午後のみ		③13:15～14:15 ④14:30～15:30 ⑤15:45～16:45
ハローワーク韮崎 最寄り駅JR中央線「 <u>韮崎駅</u> 」	木曜午後のみ		③13:15～14:15 ④14:30～15:30 ⑤15:45～16:45

1回60分【完全予約制】
～お一人ずつの個別面談～
←左記のとおり、面談は
4ヶ所のハローワーク内にて
平日の日中に行われます。
ご都合がつく日時はいつか
ご自身の予定を確認された上で
ご予約ください。
最寄りのハローワークで
都合の良い日時が無い場合は
他3ヶ所のハローワーク内での
弊社面談も予約できます。
※一度に予約できるのは一枠
(1時間)のみです。同時に
複数枠の予約はできません。

Q:お名前(フルネーム・漢字)は？ Q:生年月日は？(和暦・西暦どちらでも可) Q:お電話番号は？

最後に持ち物の説明、予約した面談日時の復唱確認をして、面談予約が完了します。

⇒予約した面談の当日は、まず各ハローワーク内の『総合案内』までお越しください！

※「ジョブ・カード作成面談の予約をしている」とお伝えください。ハローワーク内にお借りしている弊社の面談ブースまでご案内します。

◆本書「2023年度ジョブ・カード作成支援窓口のご案内」(両面)を、**一度お読みになってからお電話ください。**

ご予約の際は、「ジョブ・カード作成支援窓口案内を読んだので、予約を入れたい」とお伝えいただくとスムーズです。

⇒ヒューコムエンジニアリング株式会社 訓練前キャリアコンサルティング(ジョブ・カード作成支援)予約センター

≪土日祝日・年末年始等を除く 平日:午前9時～午後5時≫ 【弊社面談予約電話番号:055-267-6157】

◆2023年度「訓練前ジョブ・カード作成支援」の面談は、ハローワークや訓練主催団体(学校等)とは別の、**第三者である民間事業者・ヒューコムエンジニアリング株**が担当し、上記4ヶ所のハローワーク内に弊社ブースを借りて実施します。

「ジョブ・カード作成支援面談」以外のご不明な点は、弊社ではなく、ハローワークにてご確認をお願いいたします。

※ジョブ・カードの提出期限、受講/受給資格の有無、ジョブ・カード以外の書類や申請のご不明点等については、ハローワークにてご確認ください。